

目白大学大学院看護学研究科修了生の会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、目白大学大学院看護学研究科修了生の会と称する。

(目的)

第2条 本会は、看護に関する知識および技能の向上、会員相互の連携と親睦を図り、看護の向上及びに母校の発展に貢献することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会は、目白大学さいたま岩槻キャンパス事務局内に置く。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総会・講演会・会員同士の情報交換会の開催
- (2) 会報の発行及び会員名簿の作成
- (3) 看護学研究科との協力活動
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業（名簿管理、祝弔電報、交流会等）

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員 目白大学大学院看護学研究科を修了したもので、当会の目的に賛同し、所定の手続を経て登録した者
- (2) 準会員 役員会で承認を受けた者
- (3) 特別会員 目白大学大学院看護学研究科に在籍又は在籍した教職員

(会員の権利及び義務)

第6条 会員の権利義務は、次の通りとする。

- (1) 正会員
 - ①終身会員として会費 30,000 円を納める。
 - ②総会に出席し、議決することができる。
 - ③本会の行う事業に正会員料金で参加できる。
 - ④姓名・住所・電話番号・メールアドレス・勤務先等に変更があった場合は、その旨を事務局に届けなければならない。

- (2) 準会員 ①終身会費として会費 30,000 円を納める。
②総会に出席することができない。
③本会の行う事業に正会員料金で参加できる。
④姓名・住所・電話番号・メールアドレス・勤務先等に変更があった場合はその旨を事務局に届けなければならない。
- (3) 特別会員 ①会費を徴収しない。
②総会に出席し、意見を述べる事ができるが、議決できない。
③本会の行う事業に無料で参加できる。

(資格喪失)

第 7 条 会員は次の事由により会員資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡
- (3) 除名

(退会届)

第 8 条 会員が退会を希望するときは、その理由を付して会長に退会届を提出しなければならない。

(除名)

第 9 条 会員で本会の趣旨にもとる行為又は本会の名誉を毀損する行為のあった者は、役員会並びに総会の議決を経て、会長は除名することができる。

第 3 章 役員

(役員の種類、定員、責務)

第 10 条 役員の種類、定員及び責務は、次の通りとする。

- (1) 会長 1 名 当会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 1 名 副会長は会長を補佐し、必要なときは会長の職を代行する。
- (3) 会計 2 名 会計は当会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (4) 書記 2 名 議事録等を作成管理する。
- (5) 監査 1 名 監査は会務並びに会計を監査する。

(役員を選任)

第 11 条 総会にて会長、副会長、会計、書記、監査を、正会員の中から選任する。

(役員任期)

第 12 条 役員任期は、次の通りとする。

- (1) 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 役員辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行なわなければならない。
- (3) 役員に欠員が生じた場合は、第 10 条の定員に従い補充する。補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第 13 条 役員は、次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるに相応しくない行為があると認められるとき。

第 4 章 顧問

(顧問)

第 14 条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本会の重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。
- 3 顧問任期は、委嘱した会長の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 顧問は、本会の行う事業に無料で参加することができる。

第 5 章 会議

(会議)

第 15 条 次の会議を設ける。

(1) 定期総会

正会員をもって構成される。原則として年一回開催する。総会は、次の事項について議決する。

- ① 役員選出
- ② 事業計画及び収支予算の決定
- ③ 事業報告及び収支決算の承認
- ④ その他本会の運営に関する重要な事項

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 構成員の現在数
- ③ 議会に出席した会員の数
- ④ 議決事項
- ⑤ 議事の経過及び要領並びに発言の要旨

(2) 臨時総会

正会員をもって構成される。会長が必要と認めたとき、役員会が必要と認めたとき、若しくは正会員の2割に当たる会員が開催を請求したときに臨時に開催する。

(3) 役員会

役員をもって構成される。本会の運営・企画などについて審議する。

(招集)

第16条 会議は、会長が招集する。

2 会議を招集する場合は、構成員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも開催の20日前までに通知しなければならない。ただし、会長が緊急に役員会を開催する必要があると認めたときは、この限りではない。

(議長)

第17条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

第18条 総会は、出席者の過半数（委任状を含む）を持って議決する。ただし、賛否同数の場合は議長の判断により議決する。

2 会則変更は、第26条による。

3 役員会は、役員数の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、出席者の過半数（委任状を含む）をもって議決する。ただし、賛否同数の場合は議長の判断により議決する。

第6章 会計

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第20条 本会の経費は、終身会費、寄付金並びに雑収入をもってあてる。

(会費)

第 21 条 会費は、終身会費 30,000 円とする。

(会費の納入方法)

第 22 条 会費は、銀行振込により納入する。

2 会費並びに寄付金は、いかなる理由があっても返金しない。

(講師謝礼金)

第 23 条 外部講師謝礼金は、その時世に合わせて役員会で決定する。

2 会員が行う講演等の謝礼は、役員会において決定する。

(慶弔)

第 24 条 次の慶事及び弔事に該当した場合は、慶弔金等を贈ることができる。

(1) 看護学研究科教育に関わる慶弔事

(2) 役員会が必要と認めた慶弔事

2 慶弔金等を贈るときは、事前に会長の許可を得なければならない。ただし、会長又は副会長が緊急やむを得ないと認めたときは、事後の許可申請も可とする。

第 7 章 雑則

(細目)

第 25 条 この会則に定めるものの他、本会の運営に必要な細目は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

(会則変更)

第 26 条 この会則の改廃は、役員会の議決を経て総会に発議し、総会において出席正会員の 3 分の 2 以上（委任状を含む）の承認を必要とする。

附則

この会則は、平成 27 年 9 月 26 日から施行する。

令和 1 年 10 月 5 日一部改訂

令和 7 年 11 月 1 日一部改訂

以上